

びわ湖材利用促進事業実施要領

	平成23年4月1日	滋森政第239号
一部改正	平成24年4月2日	滋森流第5号
一部改正	平成25年4月1日	滋森流第47号
一部改正	平成26年4月1日	滋森流第52号
一部改正	平成27年4月1日	滋森流第24号
一部改正	平成28年4月1日	滋森流第73号
一部改正	平成29年4月3日	滋森流第29号
一部改正	平成30年4月2日	滋森流第25号
一部改正	平成31年4月1日	滋森流第28号
一部改正	令和2年4月1日	滋森流第29号
一部改正	令和3年4月1日	滋森流第23号
一部改正	令和4年4月1日	滋森流第28号

(趣旨)

第1 公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）が令和3年10月に脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（以下「法」という。）に改正施行され、法律の題名が変わるとともに法の対象が公共建築物から建築物一般に拡大したことに対応し、「びわ湖材」の利用拡大をより一層推進するため、地域のモデルとなるような公共性の高い施設等において、当該施設の設置者等（以下「事業主体」という。）が行う新築等に際して、その構造材や内装材等として使われるびわ湖材等の利用を支援するとともに、公共性の高い施設等や小中学校等における木の学習機をはじめとするびわ湖材等を用いた木製品の導入についても支援することで、森林づくりにおける木材利用の重要性とびわ湖材の普及啓発を図るとともに、びわ湖材等を用いた建築部材の生産、流通の定着を目指すこととする。

(事業内容)

第2 補助の対象となる事業内容は次のとおりとする。

(1) 木製品利用促進

事業主体が、公共性の高い施設等に木製品（主要構造部にびわ湖材とその加工品を使用した製品）を導入すること、および小中学校等に木の学習機（主要構造部にびわ湖材とその加工品が使用されている木製の学習機と椅子のセット）または学習機用天板（びわ湖材またはその加工品を使用した天板）を導入することに対し、その経費の一部を助成する。

(2) 木造公共等施設整備

事業主体が、公共性の高い施設等を新築、増築、改築または模様替するにあたり、その材料としてびわ湖材等を利用することに対し、その経費の一部を助成する。

(補助対象施設)

第3 補助対象施設は、次のとおりとする。また、補助対象とする場合は原則として前年度の8月初旬までに対象施設の立地する事業地を所轄する森林整備事務所に別紙様式に定める事前計画書を提出するものとする。

(1) 木製品利用促進

○木の学習机以外

- ①学校（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、大学）
- ②老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類する社会福祉施設
- ③病院または診療所
- ④第1に定める趣旨に合致する公共性の高い施設等

○木の学習机

- ①小学校、中学校、高等学校
- ②児童養護施設、児童心理治療施設その他これらに類する児童福祉施設

(2) 木造公共等施設整備

- ①法第12条に基づく市町村方針（以下「方針」という。）を定めて整備される施設であり、市町自らが設置または市町が補助する施設。ただし、市町が整備する施設については、びわ湖材の利用について地域のモデルとなるような建物を対象とする。
- ②学校法人等、社会福祉法人、医療法人、第3（1）④の施設を整備する者が設置する施設および市町等の整備計画や設置認可または指定等に基づいて整備される福祉施設等。

(事業主体)

第4 事業主体は、次のとおりとする。

(1) 木製品利用促進

学校法人等、社会福祉法人、医療法人等

(2) 木造公共等施設整備

- ①第3の（2）の①の事業主体は、市町および市町から補助金の交付を受ける者とする。
- ②第3の（2）の②の事業主体は、学校法人等、社会福祉法人、医療法人、その他第1の「公共性の高い施設等」を整備する者および市町等の整備計画や設置認可または指定等に基づいて福祉施設等を整備する者とする。

(補助対象経費)

第5 補助対象経費は、次のとおりとする。

(1) 木製品利用促進

木製品の購入および設置に要する経費。木の学習机にあたっては、購入に要する経費および学習机用天板の購入および交換に要する経費（旧天板の処分費は除く。）

(2) 木造公共等施設整備

第3の(2)に規定する施設の木造化および内装等の木質化に用いる建築部材として必要とするびわ湖材等の購入経費

(定義)

第6 この要領において、次のとおり定義する。

(1) 第1の「公共性の高い施設等」とは、次の建築物をいう。

- ①学校
- ②老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類する社会福祉施設等
- ③病院または医療に関する施設等
- ④体育館、水泳場その他これらに類する運動施設等
- ⑤図書館、青年の家その他これらに類する社会教育施設等
- ⑥車両の停車場または船舶および鉄道等の公共交通機関の発着場を構成する建築物で旅客の乗降または待合いの用に供するもの
- ⑦道路の通行者または利用者の利便に供するための休憩所
- ⑧森林・林業に関する普及啓発に資する施設
- ⑨方針に基づいて第4の(2)の①に規定する事業主体により整備される施設
- ⑩びわ湖材の利活用の推進効果が高く、利用拡大に資する施設

(2) 第1の「小中学校等」とは、次の建築物をいう。

- ①小学校、中学校、高等学校
- ②児童養護施設、児童心理治療施設その他これらに類する児童福祉施設

(3) 第1の「びわ湖材等」とは、「県産木材活用推進協議会」（以下、「協議会」という。）により認定された「びわ湖材取扱認定事業体」が、協議会のびわ湖材証明制度実施要領に基づき証明した「びわ湖材」と、協議会により認定された「びわ湖材製品認定加工事業体」（以下、びわ湖材取扱認定事業体とあわせて「認定事業体」という。）が、協議会のびわ湖材製品証明実施要領に基づき証明した「びわ湖材製品」をいう。

協議会により認定された認定事業体の設備で加工ができない場合においては、やむを得ず県外の加工施設で賃加工されたびわ湖材(びわ湖材製品)から成る部材を指すものとし、事業主体または事業主体から補助対象経費を含む設置を請け負う者(下請負人を含む。)は認定事業体により製作された木製品および木の学習机等を購入するものとする。

ただし、県外で加工された部材を用いる場合、事業主体はその経過を証明するための書類を事業実績書に添付しなければならない。

(4) 第5の(2)の「木造化」とは、建築物の新築、増築または改築にあたり、構造耐力上主要な部分である壁、柱、梁、けた、小屋組等の全部または一部に木材を利用することをいう。(注：法第10条に基づく基本方針から準用)

また、「内装等の木質化」とは、建築物の新築、増築、改築または模様替にあたり、天井、床、壁、窓枠等の室内に面する部分および外壁等の屋外に面する部分に木材を利用することをいう。(注：法第10条に基づく基本方針から準用)

(採択基準)

第7 採択基準は、次のとおりとする。

(1) 木製品利用促進

- ① 木製品は、県内に所在する公共性の高い施設等に導入し、公共の用に供するもの等とする。ただし、市町が事業主体の場合を除く。
- ② 木製品の補助対象事業費（消費税相当額を含む。）は30万円以上とする。
- ③ 木の学習机および学習机用天板は、県内に所在する小中学校等に導入し、児童および生徒が使用するものとする。ただし、市町が事業主体の場合を除く。
- ④ 木の学習機の補助の対象となる導入数は、木の学習机は原則として1校あたり10組以上、学習机用天板は原則として1校あたり20枚以上とする。

(2) 木造公共等施設整備

- ① 県内に所在する公共性の高い施設等に係るものであること。
- ② 補助対象施設は、びわ湖材等を用いて整備する施設として地域のモデルとなるようびわ湖材等の使用量または施工面積が一定以上確保されたものであること。
- ③ 補助対象事業費（消費税相当額を含む。）は、30万円以上とする。
- ④ 市町が事業主体となり施設整備する場合において、木材調達に関する基金等により過年度に調達したびわ湖材等を、当該工事を請け負う者（下請負人を含む。）に支給等により使用する場合には補助の対象とすることができる。ただし、当該工事の仕様書に木材調達に関する基金等により調達したびわ湖材等を使用することが明記されている場合に限る。

(補助率および補助金上限額)

第8 補助率および補助金上限額は、次のとおりとする。

(1) 木製品利用促進

補助率は1/2以内とし、補助金上限額は1事業主体あたり250万円とする。木の学習机は補助金上限額を1組あたり15千円、学習机用天板は補助金上限額を1枚あたり5千円とする。

(2) 木造公共等施設整備

補助率は2/3以内とし、補助金上限額は1施設あたり1,000万円とする。ただし、一定規模のびわ湖材を用いて整備する木造施設については、1施設あたり20,000千円（ただし、単年度上限額10,000千円）とする。なお、一定の規模とは延床面積が500平方メートル以上かつびわ湖材使用量が100立方メートル以上のものとする。また、第5の(2)に規定する施設の木造化に要する補助対象経費が、施設の木造化および内装等の木質化に要する補助対象経費全体の過半に満たない場合にあっては、補助金上限額を1施設あたり500万円とする。ただし、一定規模以上のびわ湖材を用いて整備する木造施設については、1施設あたり10,000千円（ただし、単年度上限額5,000千円）とする。なお、一定の規模とは延床面積が500平方メートル以上のものとする。

(他の補助金の併用)

第9 木造公共等施設整備にあつては、他の補助金との併用ができるものとする。なお、併用する場合は補助対象経費を重複しないこととする。

(計画書提出)

第10 本事業を実施しようとする事業主体は、別紙様式に定める事業実施計画書を知事に提出するものとする。

(事業採択)

第11 事業の採択について、知事は事業主体から提出された事業実施計画書により、その内容を審査し、適正と認められる案件について、補助金の内示を行うものとする。

(補助金交付申請)

第12 補助金の内示を受けた事業主体は、滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号。以下「規則」という。）第3条および滋賀県森林・林業関係補助金交付要綱（昭和61年11月20日伺定。以下「要綱」という。）第4条に規定する補助金の交付申請にあつて、補助金交付申請書（要綱別記様式第1号(第4条関係)）の関係書類として事業計画書（要綱別記様式第1号(その20の2の1から3)）を添付するものとする。

(事業実施)

第13 事業の実施にあつては、次のとおりとする。

(1) 木製品利用促進

- ① 事業主体は、事業費の適正な執行のもと、経済的な木製品および木の学習機等の調達に努めること。
- ② 事業主体は、導入した木製品および木の学習機等に「びわ湖材を使用していること。」および「琵琶湖森林づくり県民税を充当していること。」を明示するものとする。
- ③ 事業主体は、導入した木製品および木の学習機等が事業目的の達成に資するよう善良な管理をするものとする。

(2) 木造公共等施設整備

- ① 事業主体は事業費の適正な執行のもと、経済的なびわ湖材等の調達に努めること。
- ② 事業主体または事業主体から補助対象経費を含む工事を請け負う者（下請負人を含む。）は、認定事業体から直接、びわ湖材等を購入することとし、補助対象となった建築部材にびわ湖材等の表示をしなければならない。
- ③ 第6の(3)に規定されるびわ湖材について、県内加工材の調達が不可能であることから県外加工材を使用せざるを得ない場合、事業主体はその理由および加工の過程を明らかにし、事前に知事あてに協議しなければならない。
- ④ 補助対象となった建築部材を利用する建築工事の完了を以て、事業完了とする。

(施設の維持管理)

第14 事業実施後の維持管理にあたっては、次の事項を遵守すること。

(1) 事業主体は、「びわ湖材等の利用」および「琵琶湖森林づくり県民税の充当」について明示し、一般県民への普及に努めることとする。

また、木材は、森林が吸収した炭素を貯蔵しており、国内における木材の主な用途である建築物等において利用を進めることは、「都市等における第2の森林づくり」として、カーボンニュートラルへの貢献が期待されているため、建築物に利用した木材に係る炭素貯蔵量を明示することで、木材利用が地球温暖化防止に寄与していることを具体的に対外的に示すこととする。

(2) 事業主体は、補助の対象となったものが普及効果を保つよう、適正な維持管理に努めなければならない。

(実績報告)

第15 事業主体は、規則第12条に規定する実績報告には、要綱第9条に規定する実績報告書に次に定める書類を添えて、知事に報告するものとする。

(1) 木製品利用促進

①木製品名、数量、単価、支出金額が確認できる書類（契約書、領収書の写し等）

②木製品および木の学習機の設置状況写真

③木製品および木の学習機に係るびわ湖材証明書等の写し

④認定事業体により製作された木製品および木の学習機であることの証明書

(2) 木造公共等施設整備

①補助対象となった建築部材の種類、数量、寸法、材積が確認できる書類

②補助対象となった建築部材の購入に係る支出金額が確認できる書類

③補助対象となった建築部材の利用箇所がわかる図面

④補助対象となった建築部材の利用状況がわかる写真

⑤補助対象となった建築部材に係るびわ湖材証明書およびびわ湖材製品証明書の写し

⑥第9について確認できる書類等

⑦第13の(2)の③に該当するびわ湖材について、加工の経過を確認できる書類等

⑧建築物に利用した木材に係る炭素貯蔵量を確認できる書類等

(電子情報処理組織による計画書の提出)

第16 事業主体は、第3の規定に基づく事前計画書または第10の規定に基づく事業実施計画書の提出については、滋賀県インターネット利用による行政手続等に関する条例（平成16年滋賀県条例第30号）第3条第1項に規定する電子情報処理組織を使用して行うことができる。

(その他)

第17 事業の実施につき必要な事項は、この要領に定めるもののほか、別に定めるところ

によるものとする。

付 則

- 1 この要領は、平成23年度事業から適用する。
- 2 平成23年度においては、方針を策定中に整備する施設を補助対象施設とすることができる。ただし、これを適用する場合、事業主体は実績報告の添付資料として、方針を添付しなければならない。

付 則

- 1 この要領は、平成24年度事業から適用する。
- 2 第3の(3)の②に規定する補助対象施設は、内装等の木質化を行う際に補助していた従来事業を継承したものであるが、方針の策定状況等に応じて平成24年度に制度の変更を検討する。

付 則

この要領は、平成25年度事業から適用する。

付 則

この要領は、平成26年度事業から適用する。

付 則

この要領は、平成27年度事業から適用する。

付 則

- 1 この要領は、平成28年度事業から適用する。
- 2 木の学習机等木製品利用促進事業実施要領は廃止する。

付 則

この要領は、平成29年度事業から適用する。

付 則

この要領は、平成30年度事業から適用する。

付 則

この要領は、平成31年度事業から適用する。

付 則

この要領は、令和2年度事業から適用する。

付 則

この要領は、令和3年度事業から適用する。

付 則

この要領は、令和4年度事業から適用する。

別紙様式

番 号
年 月 日

(宛先)
滋賀県知事

申請者 住所
氏名 (法人にあっては名称および代表者の職名・氏名)
(自治体にあっては市(町)長の氏名)
発行責任者 氏名 (法人にあっては発行責任者および担当者の氏名)
・担当者 (自治体にあっては担当者の氏名)
連絡先
電話番号

年度びわ湖材利用促進事業(木製品利用促進)計画書の提出について

別添事業実施計画書に基づいて事業を実施したいので、計画書を提出します。

びわ湖材利用促進事業（木製品利用促進）事前計画書

1 事業の目的

2 事業予定期間 自 年 月 日
 至 年 月 日

3 事業計画

(1) 事業費

事業主体	事業費	負担区分		備考
		県補助金	その他	
	円	円	円	
計				

※県補助金は千円未満切捨。

(2) 施設の概要

対象施設名称	所在地	建物の用途	備考

(3) 事業費の算出根拠

対象施設名称	木製品名	数量	単 価	金 額	備考
			円	円	
計					

※導入対象施設・箇所のわかる位置図、見取り図等を添付する。
 ※木製品の単価、金額、概要がわかる見積書等を添付する。

4 収支予算

(1) 収 入

区 分	金 額	備 考
計		

(2) 支 出

区 分	金 額	備 考
計		

びわ湖材利用促進事業（木製品利用促進）実施計画書

1 事業の目的

2 事業実施期間 自 年 月 日
至 年 月 日

3 事業計画

(1) 事業費

事業主体	事業費	負担区分			備考
		県補助金	市町費	その他	
	円	円	円	円	
計					

※県補助金は千円未満切捨。

(2) 施設の概要

対象施設名称	所在地	建物の用途	規模			備考
			棟数	延床面積	階数	

(3) 事業費の算出根拠

対象施設名称	木製品名	数量	単価	金額	材積	備考
			円	円	m ³	
計						

※導入対象施設・箇所のわかる位置図、見取り図等を添付する。
 ※木製品の単価、金額、概要がわかる見積書等を添付する。
 ※材積はびわ湖材利用分とする。

4 収支予算

(1) 収入

区分	金額	備考
計		

(2) 支出

区分	金額	備考
計		

別紙様式

番 号
年 月 日

(宛先)
滋賀県知事

申請者 住所
氏名 (法人にあつては名称および代表者の職名・氏名)
(自治体にあつては市(町)長の氏名)
発行責任者 氏名 (法人にあつては発行責任者および担当者の氏名)
・担当者 (自治体にあつては担当者の氏名)
連絡先
電話番号

年度びわ湖材利用促進事業(木造公共等施設整備)計画書の提出について

別添事業実施計画書に基づいて事業を実施したいので、計画書を提出します。

びわ湖材利用促進事業（木造公共等施設整備）事前計画書

1 事業の目的

2 事業予定期間 自 年 月 日
至 年 月 日

3 事業計画

(1) 事業費

事業主体	事業費	負担区分		備考
		県補助金	その他	
	円	円	円	
計				

※県補助金は千円未満切捨。

(2) 施設の概要

対象施設名称	所在地	建物の用途	規模			構造	備考
			棟数	延床面積	階数		

(3) 事業費の算出根拠等

区分	部材名	数量	単価	材積	施工面積	金額	備考
			円	m ³	m ²	円	
計							

※区分欄には、新築・増改築・改修・内装等木質化の別を記入すること。
対象施設の位置図、平面図、構造図等を添付すること。
材積については、びわ湖材等の使用分を記入すること。
内装等の木質化に係る部材については、施工面積を記入すること。
部材の単価、数量、寸法、材積がわかる見積書等を添付すること。
市町の整備する施設については、備考欄にモデル的整備内容を記入すること。

4 収支予算

(1) 収入

区分	金額	備考
計		

(2) 支出

区分	金額	備考
計		

びわ湖材利用促進事業（木造公共等施設整備）実施計画書

1 事業の目的

2 事業実施期間 自 年 月 日
至 年 月 日

3 事業計画

(1) 事業費

事業主体	事業費	負担区分			備考
		県補助金	市町費	その他	
	円	円	円	円	
計					

※県補助金は千円未満切捨。

(2) 施設の概要

対象施設名称	所在地	建物の用途	規模			構造	備考
			棟数	延床面積	階数		

(3) 事業費の算出根拠等

区分	部材名	数量	単価	材積	施工面積	金額	備考
			円	m ³	m ²	円	
計	—	—	—				

※区分欄には、新築・増改築・改修・内装等木質化の別を記入すること。
対象施設の位置図、平面図、構造図等を添付すること。
構造図等においては、びわ湖材等の使用部分に着色すること。
材積については、びわ湖材等の使用分を記入すること。
内装等の木質化に係る部材については、施工面積を記入すること。
部材の単価、数量、寸法、材積がわかる見積書等を添付すること。
市町の整備する施設については、備考欄にモデル的整備内容を記入すること。

(4) 建物に利用した木材の炭素貯蔵量

延床面積	びわ湖材利用量	びわ湖材の炭素貯蔵量 (CO ₂ 換算)	木材全体利用量	木材全体の炭素貯蔵量 (CO ₂ 換算)	備考
m ²	m ³	t-CO ₂	m ³	t-CO ₂	

※各数値は所定の算定シートで算定こと。
算定シートその他、算定根拠資料（木取り表等）を添付すること。

4 収支予算

(1) 収 入

区 分	金 額	備 考
計		

(2) 支 出

区 分	金 額	備 考
計		